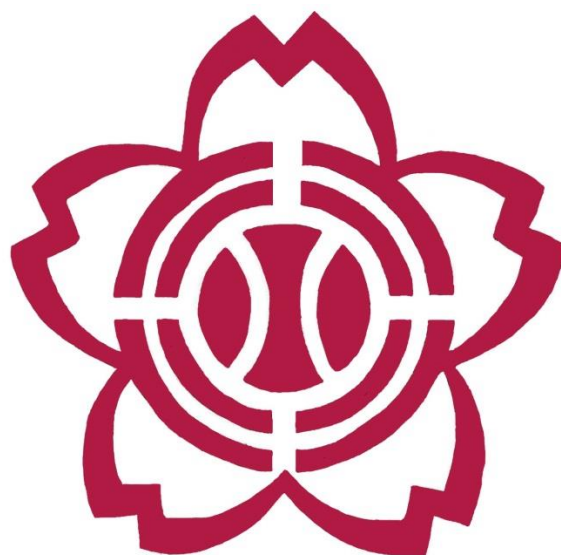


学校いじめ防止基本方針



加西市立西在田小学校

(平成26年4月策定)

(平成28年4月改定)

令和6年3月改訂

加西市立西在田小学校いじめ防止基本方針

加西市立西在田小学校

1 学校の方針

学校教育目標に「たくましく心豊かに自ら学び続ける西在田っ子」を掲げ、めざす児童像として「体をきたえ、健康で規則正しい生活を送れる子 自分から人やものに関わる子」「知りたい、学びたいという思いを大切にし、習得した知識や技能を活用する子」「言葉を大切にし、行動に責任のある子」「命を大切に作る子、毎日精一杯生きる子」の育成をめざしている。全校生が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が子ども達とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そのために、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、「いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校は、加西市の北西部で、周囲を田や山で囲まれた地域にある。全校の児童数は100人未満の小規模校で、1クラス20人未満の単学級である。その小規模校という特性を生かし、全教師が全児童一人ひとりの顔・名前・性格などを共通理解し、日々の指導にあたっている。また、児童のほとんどは、三世代で同居している家庭が多く、町内の在住者も児童の顔をほとんど知っている。そこで、PTA役員をはじめとした保護者や地域と連携し、児童の社会性と規範意識を高めることを目的とした教育活動を多く行っている。学校行事としての運動会・学習発表会・マラソン大会、環境体験学習として校区の農家の方と連携した栽培活動、地域ボランティアによるワッシュイスクールや見守り隊など、年間を通して多くの活動を保護者や地域と協働しながら行っている。

いじめについては、小規模校の利点を生かして、平素より教師集団が、子ども達一人ひとりの学校生活や家庭生活の状況を把握し、子どもの微妙な変化に対応していく。そして、教職員が子どもたちとともに、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進するために、以下の体制を構築し、包括的に推進していく。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有する関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、発達支持的生徒指導、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により校長が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、加西市教育委員会に報告する（別紙4）。加西市いじめ防止基本方針並びに加西市子どものいじめ防止等に関する条例（平成27年加西市条例）に基づき、学校が調査の主体となる。

教育委員会の諮問を受けた審議会（加西市子どもいじめ問題対策審議会）の委員と教職員とが協力して調査等にあたる。このとき、学校、保護者及び子ども等は、審議会の調査等に協力する。この場合において、子どもへの調査等の協力については、子どもに過度な負担が生じないように、最大限配慮する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校運営協議会やPTA総会をはじめ、教育相談や家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

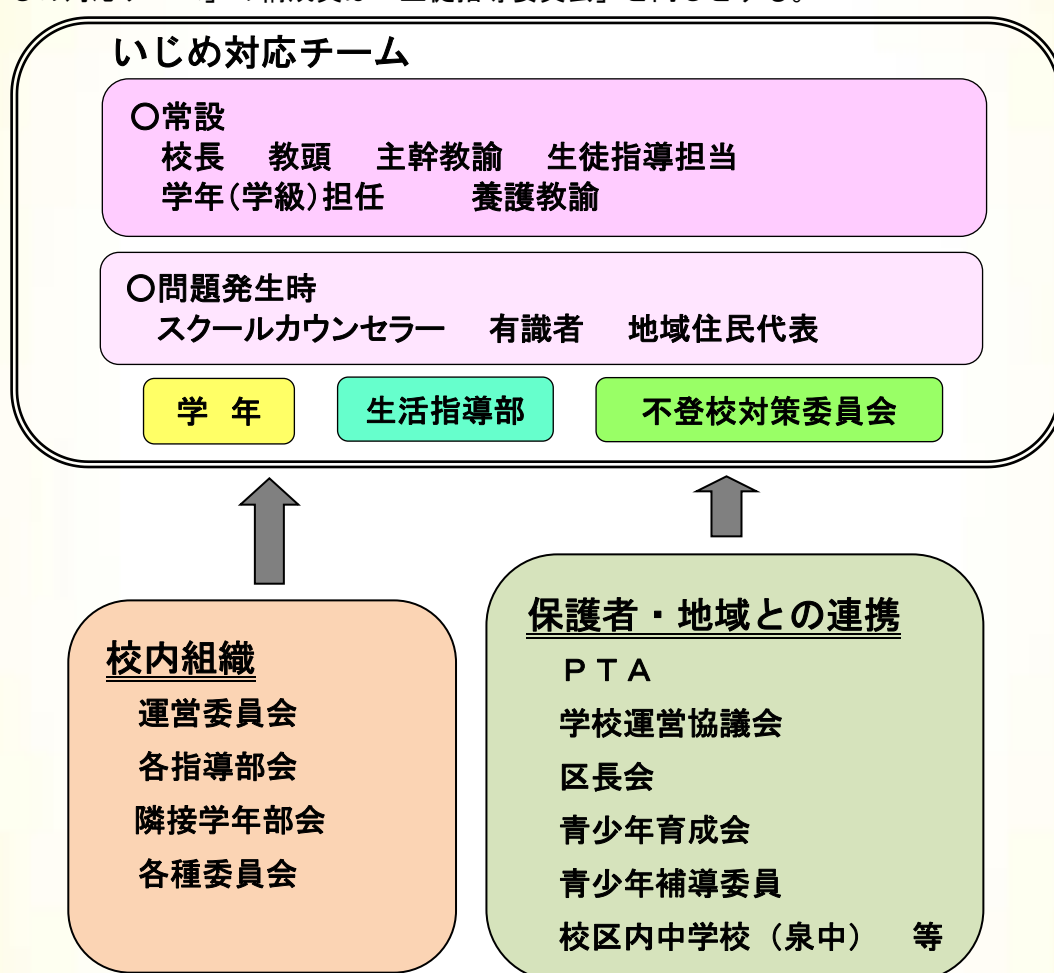
また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。(人権教育・道徳教育・特別活動等)
- 2 いじめ問題への組織的な取り組みを推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にを行い、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開するために、市内で統一した項目を入れたアンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。

いじめ対応チームの構成員

- 「いじめ対応チーム」の構成員は「生徒指導委員会」と同じとする。



- 「いじめ対応チーム」の会議は、原則として学期に1回行う。
 - ・学校いじめ防止基本方針の見直し
 - ・年間指導計画の作成、実施
 - ・校内研修の企画、実施
 - ・アンケートの集計、結果の分析
 - ・気になる生徒の情報交換
 - ・その他
- いじめ問題が発生したときには、即時に「いじめ対応チーム」を招集する。
 - ・指導方針の決定
 - ・調査方法と分担、聞き取り調査、関係生徒への指導、保護者への説明等
- いじめが認知された場合は、総合教育センターに報告をする。

いじめが起こりやすい集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 特定の児童に気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう児童がいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 廊下でたまり、奇声を発したり大声で話したりする
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の児童が残る
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 顔色が悪く、元気がない
- 遅刻・欠席が多くなる
- 教師と目線が合わない

◎ 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教科書に落書きがある
- 物がなくなるまたは忘れたと言って準備物がない
- 教師の許可無く、座席を替わる
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- プリントが破れているまたはしわが多い

◎ 昼食時

- 好きな物を他の児童にあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 配膳をいやがられるまたはいやがる
- 他の児童の机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる

◎ 清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

◎ その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 学校を休むことが多くなる
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- 持ち物や机に落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- 手や足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の児童に指示を出す
- 活発に活動するが他の児童にきつい言葉をつかう
- 気持ちのむらが激しくまわりから見ていてもわかる
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の児童にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の児童に対して威嚇する表情をする
- 他人の発言に割り込む

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	いじめ対応チーム 指導方針・計画作成	学級づくり	参観授業・学級懇談 家庭訪問
		保護者向け啓発	
5月	生徒指導委員会	職員研修会(いじめ対応)	あいさつ強化月間
		仲良班の結成1年生迎え会	
6月	運営委員会	オープンスクール 講演会	生活アンケート①
	指導部会	仲良し班活動	
		小中連絡会	
7月	職員会議	仲良し班活動	参観授業・学級懇談
		育成会町別懇談会	教育相談
			校区内補導
8月	運営委員会	職員研修会(カンゼリング)	校区内補導
	指導部会・職員会議	人権学習会	
9月		仲良し班活動	
10月	生徒指導委員会 中間反省・情報交換	運動会	学校参観
		修学旅行	
11月	運営委員会	仲良し班活動	生活アンケート②
			あいさつ強化月間
		学習発表会	学校参観
12月	指導部会	仲良し班活動	校区内補導
	職員会議	マラソン大会	
1月	職員会議	仲良し班活動	あいさつ強化月間
	生徒指導委員会		
2月	指導部会	仲良し班活動	参観授業・学級懇談
	職員会議	新入生体験入学	生活アンケート③
3月	いじめ対応チーム 本年度のまとめ	6年生を送る会	
		仲良し班活動	
		幼小・小中連絡会	

○職員会議等

- ・学期に1回スクールカウンセラーを交えたいじめ対応チーム会議を開催し、要配慮児童の情報交換と今後の指導について協議する。
 - ・児童の日々の様子等で気になることは、毎日の職員ミーティングで情報交換を密に行い、早期発見と早期対応に努める。
 - ・学期に1回生徒指導委員会を開催し、情報交換と対応についての共通理解を図る。
- ◎緊急時は、有識者等を入れたいじめ対応チーム会議を即時に開催する。

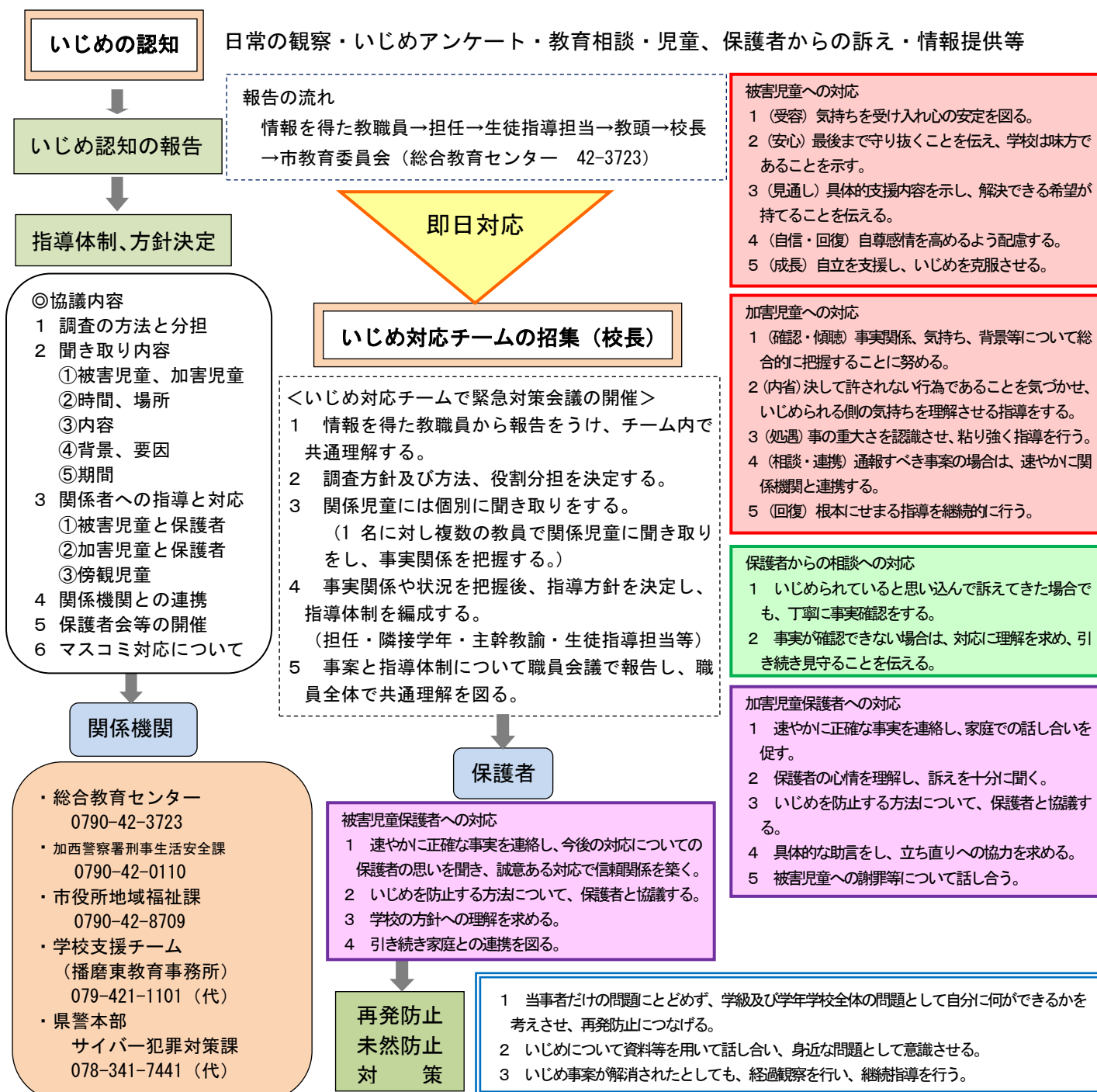
○未然防止・早期発見の取組

- ・入学前にこども園等と、卒業後に中学校との情報交換をする。
- ・気になる児童についての情報交換を日常的に行う。
- ・日記や日々の観察で、児童の変化を察知する。
- ・年間を通じて、定期的に校区内を巡回し、登下校時の指導を実施する。
- ・下校指導を実施する。
- ・定期的に昼休みの巡回指導を実施する。
- ・学校行事の目的に仲間づくりを盛り込む。
- ・計画的にアンケート調査を実施し、可能な限り即日対応を行う。
- ・学校だよりや学級通信を活用し、児童の声や取組を発信し、児童や保護者に向けての啓発を行う。
- ・児童向けの情報モラルや人権の学習会を開催する。
- ・全児童に家庭訪問と教育相談を実施し、家庭との連携を確認する。

○教職員研修

- ・毎年1回、いじめ対応マニュアルを使っでの研修を行い、対応についての共通理解を図る。
- ・カウンセリングマインド研修を実施し、校内相談窓口の充実を図る。
- ・情報モラルに関する授業研究を実施する。
- ・自尊感情の醸成や人間関係構築スキルアップの授業研究を実施する。
- ・職員研修を計画的に実施し、教師力向上に努める。

組織的対応



◎特に配慮を要する児童への対応について

- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、学校として必要な対応について周知する。
- ・マスクの着脱を含め、新型コロナウイルス等感染症に関する不当な偏見や差別、いじめなどの人権侵害につながらないようにするため、児童や教職員が一人一人の人権を大切に、安心して学校生活が送れるように適切な配慮や指導を行う。

◎ネット上でのいじめへの対応

- ネットを利用したいじめは、その匿名性のために罪悪感が低くなりがちである。相手の気持ちがわかりにくく、いじめがエスカレートしやすいうえに、広範囲に広がる危険性がある。
- ①児童に、ネットに関する正しい知識を提供するための授業をカリキュラムに組み入れる。
 - ②誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にもつながり、悪質なものは警察に検挙されること等を児童に認識させ、情報モラルの指導を折に触れてこまめに行う。

◎生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- ①速やかに市教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ②市教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。
- ③事案によっては、当事者の同意を得た後、緊急保護者会等を実施する。
- ④マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。